

労務管理基礎講座

「カスハラ・就活セクハラ」 法施行直前対策講座

～企業として何をすればよいのか？～

講義内容

令和8年10月1日から「カスハラ対策」と「就活セクハラ対策」が全ての企業に義務付けられることになりました。

今年の2月には厚生労働省から具体的な指針が公開され、「カスハラ」や「就活セクハラ」に該当する行為を例示したうえで、企業がとるべき措置についても具体的に示されました。

本講座では、国の指針を踏まえたうえで、「これから企業は何をすればよいのか?」、企業として取るべき対策についてお伝えします。

講師

埼玉県社会保険労務士会浦和支部
社会保険労務士

青木 昭氏
(青木昭社労士事務所)

NECで人事労務業務を幅広く経験し、2016年に社会保険労務士事務所を開設。現場経験で培ったノウハウを生かし、中小企業の労務コンサルティングを中心に活動。

労務管理や労働トラブルに精通しており、中小企業経営者・人事担当者向けの労務管理セミナーの講師を務める傍ら、埼玉県社会保険労務士会では、新任社会保険労務士を対象とした労務管理研修の講師も務めている。

開催日時

6/24 水

14:00～16:00 (受付13:45～)

開催概要

埼玉会館 4B会議室

(さいたま市浦和区高砂3-1-4)

定員：25名 ※定員になり次第締め切りますので、ご了承ください。

受講料：会員無料 / 非会員3,000円

※非会員の方は弊会から受講料の振込先情報をお知らせいたします。

FAX (048-838-7757) または二次元コードよりお申し込みください

法人名		浦和法人会会員	・	非会員
参加者氏名	フリガナ	参加者氏名		フリガナ
住所				
お電話		FAX		

※参加申込書受理後、右記に受付印押捺のうえ返信いたします。

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、講座開催に係る受講者の確認、受講者名簿の作成、出欠確認、受講料の入金確認及び講座運営に関する連絡、各種講座情報提供の目的にのみ使用いたします。



事務局受付印

お申込みはこちら→ → →

<https://tayori.com/f/urawahojinkai0624/>